

令和3年度（2021年度）

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

今年度は、「第2期長浜市地域福祉活動計画」の3年目の中間年度に当たります。「第2期長浜市地域福祉計画」とも連携を図りながら、基本理念である「地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」の実現に向け、事業を推進していきます。

また、「第8期ゴールドプランながはま21」も今年度からスタートいたします。さらなる利用者満足度の向上と、より一層の経営の安定化を図るために、各地域に合った事業体制の見直しや、魅力のあるサービス提供ができるよう創意工夫をもってすすめていきます。

さらには、職員の人材育成や職場環境の改善を行うことにより、職員の定着率向上と、働きやすい職場づくりを実施していきます。

現在、まだコロナ禍の状況ではありますが、より一層の感染症等の予防や、まん延防止を視野に入れた地域包括ケアシステムの推進に向け、介護施設及び事業所の取組みを充実させていきます。

II 重点推進事項

1. 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造が大きく変化しています。様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、みんなで支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがいを尊重した地域（「地域共生社会」）を実現することが求められています。

今年度は、昨年度からモデル事業として実施した「地域力強化推進事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を引き継ぎ、今年度より「重層的支援体制整備事業」が展開されます。

この新たな事業で中核を担う多機関協働事業においては、包括的な相談支援体制を構築し、複雑化・複合化した個別課題に取り組んでいきます。

また、誰もが地域社会から孤立することなく、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出せる地域づくりに向けた支援を地域福祉コーディネーターが担います。地域住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の構築を市内各地域で順次進めていくことで、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ります。

2. 健全で魅力ある介護事業の展開

これまで実施してきた利用者満足度を高めるサービス向上の取組みを引き続き推進します。デイサービスでは、同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する共生型サービスを2事業所で実施するとともに、全ての事業所でそれぞれが特色あるサービスを提供するための設備と体制を整えます。ホームヘルプサービス事業では利用者ニーズが多い介護保険サービスが提供できない部分を補う介護保険外サービスの実施に向けた検討を行います。

見やすくわかりやすい介護事業のロゴマークを作成し看板やホームページ、チラシ等に活用してPR活動を充実し利用促進を図り安定的な介護サービスの提供を行います。

3. 介護人材の育成と魅力ある職場づくりの推進

介護人材が不足する中で、サービスの質の向上を図りながら人材の育成と職場環境の改善を推進します。県の「しが介護職員定着等推進事業者登録制度」の登録要件を満たすように整備し、働きやすい職場づくりの取組みや人材育成方法の「見える化」を行うことにより、人材の確保と事業のPRを行います。

4. コロナ禍における事業推進と感染対策

新型コロナウイルスの流行により、新しい生活様式が求められるなか、利用者のレクリエーションや面会、職員研修、委員会活動など、実施形態、参加形態などを検討し継続的かつ効果的に実施ができるよう事業を推進していきます。

また、感染予防の徹底はもとより、業務継続計画（BCP）を策定し、感染発生時にも安定してサービスを継続できるよう、また一時中断した場合には早期に業務再開ができるよう体制整備を図ります。

III 社会福祉事業

※【事業費】は、人件費を除く経費見積額

1. 地域福祉の推進

今年度は、平成30年度（2018年度）に策定した地域福祉の具体的な行動計画である、第2期地域福祉活動5か年計画の3年目となり、引き続き地区社協（福祉の会）及び福祉団体等を中心とする地域団体との連携・協働を進め、更なる地域福祉活動の充実を図ります。

また、今年度からは、既存の高齢、しょうがい、児童等の制度ごとの縦割りを超えて包括的にかかわる「重層的支援体制整備事業」が展開されます。8050問題^{*1}やダブルケア^{*2}などの多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するため、多機関の協働によるセーフティネット機能の仕組みづくりを進めます。さらに地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組めるよう「暮らしの支えあい検討会」の実施地域を拡大し、住民同士が支え合う関係を育み、社会的孤立の発生・深刻化を防ぐ地域づくりを進めていきます。

また、権利擁護の取組みとして、成年後見権利擁護センターでは今年度からスタートする「長浜市成年後見制度利用促進基本計画」をもとに、その基本理念である「一人ひとりの意思や権利が尊重され 自分らしく 安心して暮らせる 共生のまち」の実現に向け

取組みを進めます。また、同センターを中核機関として位置付け、権利擁護支援が必要な人の早期発見や相談・支援体制の整備、意思決定支援を重視した成年後見制度の活用、本人と後見人等を孤立させないための後見人支援などの充実を図り、権利擁護支援を進めます。

※1 「8050問題」とは

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

※2 「ダブルケア」とは

子育てと親の介護の両方に直面する状態。

(1) 福祉活動支援事業

① 地域福祉推進事業（地域福祉活動計画の推進と地区別福祉活動計画の推進支援）

【事業費】511千円

地域住民の主体的な行動計画である「第2期長浜市地域福祉活動計画」を推進するため、更なる地域住民・社協・行政の連携・協働体制を強化し各地域の福祉活動の充実に向けた取組みを支援します。特に、各地区別地域福祉活動計画の取組みやその進行管理等について、主体的に推進する地区社協（福祉の会）の事業を支援します。また、長浜市地域福祉活動計画推進委員会を開催・運営し、本市における住民福祉活動推進のための下支え機能を果たします。

【内 容】

- 福祉懇談会の開催
- 地区別地域福祉活動計画の推進支援
- 長浜市地域福祉活動計画の進捗管理及び新たな地域解決に向けた取組みの検討

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

② 地区社協支援事業

【事業費】14,649千円

生活課題が複雑・多様化する中で、地区社協は地域福祉活動推進の基盤団体であるとともに、住民活動の主体的な取組みの場としての役割を担っています。それぞれの地域実情・福祉課題に応じた住民主体の地域福祉活動がより一層推進されることを目的に地区社協活動の運営を支援します。また、地域人材の高齢化や担い手不足が顕著に進む中、まちづくりの視点と地域福祉活動の視点を融合させた、新たな地域福祉活動の展開と人材の発掘・育成に努めます。

【内 容】

- 地区社協代表者会議の開催
- 地区社協役職員研修会の実施
- 地区社協活動推進事業費・事務局運営補助金・強化支援事業助成金の交付
- 地区社協運営・活動支援（事務局担当含む）
- 地域福祉コーディネーター担当体制（1地区ごとに担当2名体制）
- 地区別地域福祉活動計画の推進支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

③ 福祉委員支援事業 【事業費】 348千円

小地域（自治会など）の福祉課題に取り組み、地域交流を深めることを目的に設置された福祉委員を支援し、地域実情に応じたきめ細やかな福祉活動が実践されることを目指します。

地区社協、民生委員・児童委員等との連携のもと、福祉委員が小地域福祉活動の担い手として活動できる環境づくりを推進します。

また、シンポジウムを開催し、福祉委員の活動情報を共有し、地域福祉活動の担い手を養成します。

【内容】

- 福祉委員活動に対する相談・助言・事業企画援助等
- 福祉委員を対象とした研修会・交流会の開催 ※地区社協との共催
- 福祉委員の設置に向けた相談・支援 ※未設置地区
- 福祉委員活動事例紹介資料等による活動周知
- 福祉委員事例集の作成
- 具体的な活用方法を学ぶ福祉委員シンポジウムの開催

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	4. お互い様でつなぐ見守り活動を推進します	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

④ 地域見守り活動推進事業 【事業費】 422千円

日ごろからの支えあいを積み重ね、いざという時の迅速な対応や、安心して暮らせる地域づくりを目指します。見守りや声かけをはじめとする地域の支えあい活動に加え、市の避難行動要支援者対策と連携を図り、防災・減災活動、避難支援体制整備（防災福祉マップ作成や避難支援・見守り支えあい制度の登録等）を推進します。

【内容】

- 自治会等の防災・減災活動の取組みに対する支援（防災福祉マップ作成・研修会等の開催支援）
- 身近な住民同士の支えあいを推進する啓発活動・研修会などの開催
- 見守り活動支援物品（命のバトン）の配布による、自治会を中心とした見守り体制の構築
- 避難支援・見守り支えあい制度の登録促進
- ながはま見守り活動フォーラムの開催

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	4. お互い様でつなぐ見守り活動を推進します	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

⑤ ふれあい電話事業 【事業費】 3 3 3 千円

登録されたひとり暮らし高齢者や身体の不自由な方等に対し、市内のボランティアの協力のもとに、自宅に電話をかけ、季節の話や健康のこと等、身近なことを話すことで、あたたかい声掛けと安否の確認を行います。会話を通じ悩みや心の寂しさ、生活上の不安等を聞き、必要に応じて民生委員児童委員、地域包括支援センター、関係機関との連携を図り見守り活動に努めます。

【内 容】

- 事業利用者への電話活動による安否確認、福祉ニーズの把握
- ふれあい電話ボランティアの研修・交流会の開催
- 事業利用者への手作り年賀状送付

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	4. お互い様でつなぐ見守り活動を推進します	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

⑥ 小地域サロン支援事業 【事業費】 3, 3 5 9 千円

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる基盤づくりのため、世代間の交流活動を進め、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士のたすけあいの輪を広めることを目的として小地域でのサロン活動を推進します。

地域ボランティアが主体的に取り組み、高齢者やしょうがい者など地域での交流機会が希薄になりがちな方を中心に、すべての地域住民が共にふれあい仲間づくりを行えるようサロン活動の支援を行います。

また、地区社協（福祉の会）との連携・協働で、サロン運営者を支援し、充実したサロン活動の推進に努めます。

【内 容】

- 新規団体の立ち上げ支援
- 活動団体に対する情報の提供、相談・助言、ノウハウの提供
- サロン交流会の開催
- 活動メニューに対する支援（社会資源の発掘・講師等の派遣）
- 活動費の助成
- サロン支援員の配置による活動支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	3. つながりを深めあう居場所づくり	①身近な地域の居場所づくりを推進します

⑦ 広報・啓発活動 【事業費】 2, 5 0 7 千円

地域の福祉活動や本会の取組み及び福祉関係の情報を提供する広報誌、ボランティア活動者向けの情報誌の発行、ホームページ、フェイスブックの運営を行います。情報提供や福祉活動の取組み紹介などによる地域福祉に対する意識向上、地域福祉活動への参加促進、活動者や当事者の交流のきっかけづくりを図るとともに、本会活動に対する理解と関心を深めます。

【内 容】

- 広報誌 年4回発行（6月・9月・12月・3月号）

※発行部数：42, 000部 市内全戸配布 県内関係機関配布

- ボランティア情報誌の発行
- サロン情報誌「サロン通信」年6回発行
- ホームページの運営（アドレス <http://www.nagahama-shakyo.or.jp/>）
- フェイスブックページの運営
- 広報誌広告協賛企業の募集（地域福祉事業（広報）の財源確保）

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑧ 福祉団体助成事業 【事業費】1,683千円

市内で活動する福祉団体が実施する福祉事業に対し活動費の助成等を行うことで、福祉団体の育成と活動の促進を図ります。

また、必要に応じて福祉団体との連携による協働事業等を実施し、地域福祉活動の効果的かつ効率的な企画と実施に努めます。

【内容】

- 福祉団体の運営及び福祉活動に対する相談支援
- 福祉団体の活動費に対する事業助成金の交付

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	①福祉活動団体の基盤を強化します

⑨ 歳末たすけあい運動 【事業費】4,719千円

共同募金運動の一環として、支援を必要とする人が少しでもこころ温かに、新年を迎えられるよう、地域住民や民生委員・児童委員、地区社協等の関係機関・団体の協力を得て、歳末の助けあい活動を実施します。

【内容】

- 緊急用食料品の給付
- 要保護世帯図書カード支援事業
- 特別支援学級学用品助成事業
- 歳末そうじ支援事業
- 歳末おせち配食事業
- 歳末行事支援事業

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

⑩ しょうがい者等交流事業 【事業費】520千円

1) しょうがい児者保護者交流事業（ほのぼのかけはし）

しょうがい児者の保護者を対象に、保護者同士が交流し、つながり支えあえる場づくりを推進するとともに、研修会等をとおして、しょうがいや福祉施策について学び理解を深めることを目的として実施します。

【内容】

- 保護者研修会及び交流会の開催

(長浜市内のしょうがい者就労施設見学会、研修会、親の会の立ち上げ支援)

■しょうがい児者保護者のリフレッシュ教室の開催

2) 一般就労者交流支援事業 (元気クラブ)

一般就労する知的しょうがい者が充実した余暇の時間を過ごし、余暇活動をと
おして、仲間や地域との交流、社会参加を果たしていけるよう、はららき・くらし
応援センターこほくとの連携・協働により余暇活動支援に取り組みます。

【内 容】

- しょうがい者の体験学習・余暇活動支援 (体操、スポーツ、料理教室、交流事業等)
- 事務局会議 (企画会議) の開催

3) 活動参画のユニバーサルデザイン化

地域で開催される行事やその他企画においてユニバーサルデザイン化を推進す
ることで、誰もが活動に参画できる (「Nothing about us, without us : 私たちの
ことを、私たち抜きに決めないで」の精神に則った) 地域づくりを推進します。

【内 容】

- 福祉活動者を対象としたしょうがい研修会 (しょうがい平等研修等) の開催

4) 「ともいき運動」の推進

社会的障壁を取り除き、合理的配慮があたり前になるよう、困っていることや
必要な配慮等を理解し、ちょっとした手助けや配慮等を実践することで、誰もが
住みやすいまちづくりを推進します。

※ともいき…「共生」を意味する「ともにいきる」が広まり、誰もが住みやすい
まちづくりをすすめます。

【内 容】

- ともいき活動サポーター養成講座の開催

5) 生涯学習講座講師支援

しょうがいの有無に関係なく、生きがいつくりや余暇支援につながる生涯学習
講座を開催できるように各種講座の講師を支援します。

【内 容】

- 生涯学習講座の講師支援

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	2. つながりをはぐくむ交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑪ 子育て支援事業

【事業費】 937千円

1) おもちゃ図書館事業

おもちゃをとおしたあそびの場、交流の場づくりを進めることで、市内在住の未
就園児及び乳幼児の豊かな発想と発育を支援します。また、保護者とボランティア
の交流を図ることで、地域のつながりづくりを推進します。

【内 容】

- 保護者及びボランティアの交流
- 未就園児とその保護者を中心とした子育てサロンの開催

2) 冒険遊び場づくり活動支援事業

地域住民が主体となり、「地域住民が力を合わせて子どもの遊び場の環境づくり」「子どもの健やかな育ちを支えるための地域づくり」「冒険遊び場づくりをとおした地域のコミュニティの再生」を目指して行われる「冒険遊び場づくり」を支援します。

また、定期的な親子の居場所づくりと地域で子育てを担う人材（ボランティア）の活動の広がりを推進します。

【内 容】

■地域団体等と連携した冒険遊び場活動支援、新規立ち上げ支援

■活動助成金の交付

■冒険遊び場の定期開催（毎月第3土曜日）

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	2. つながりを広げる交流と参画	③当事者同士の居場所づくりを推進します

⑫ 在宅介護者のつどい事業

【事業費】527千円

在宅介護者を対象に、介護の技術・知識を高めることや、介護者同士が情報交換等の機会をつくることで、当事者同士の問題解決能力を高めます。

また、リフレッシュやリラックスの場とすることで、介護者の孤立を防ぐとともに介護に対する負担感の軽減を図ることを目的として開催します。

【内 容】

■在宅介護者同士の交流の場づくり・居場所づくりの活動

■介護や病気に関する知識を深める研修会

■在宅介護に関わる研修会の開催

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	3. つながりをもつ居場所づくり	③当事者同士の居場所づくりを推進します

⑬ ふれあい備品購入助成事業

【事業費】1,005千円

自治会員の交流を目的とした備品の購入助成をとおして自治会員相互のふれあい、交流の機会づくりを促進します。

また、赤い羽根共同募金を財源とした地域活動備品の整備を進めることで、募金に対する地域住民の理解を深めます。

【内 容】

■自治会に対する福祉活動・世代間交流に必要な備品購入費助成

※1自治会 50,000円以内 購入費総額の2/3以内

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑭ ふれあい用具貸出事業

【事業費】550千円

自治会など地域福祉活動を推進する団体等が行う地域行事に対して、必要な用具を貸出し、地域での交流事業の活性化を図り、福祉のまちづくりを推進します。

【内 容】

■地域交流に必要なイベント用具等の貸出

(綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、プロジェクター、レクリエーション器具等)

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑮ 福祉用具・福祉車両貸出事業

【事業費】937千円

介護保険制度やその他福祉サービス等が利用できない在宅で生活する高齢者やしょうがい者に車椅子を貸出して在宅での生活を支援します。

また、外出支援として高齢者やしょうがい者の移動や社会参加促進のため車椅子移送用車両を貸出します。

【内 容】

■車椅子の貸出

■車椅子移送用車両の貸出

(長浜センター・虎姫センター・木之本センターに配置)

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑯ 社会福祉大会（社会福祉功績者表彰式）

【事業費】567千円

福祉大会を開催し、福祉講演会・小地域福祉活動の実践者による活動報告・福祉標語の表彰及び発表・ボランティア団体の活動発表等を実施し、市民の福祉に対する理解と関心を深めます。

また社会福祉の推進、向上に多大な貢献をされた個人、団体を表彰し、その功績を称えるとともに、多額の浄財を寄付していただいた個人、団体に対しては感謝状を贈呈し、地域貢献に対する意識の啓発に努めます。

【内 容】

■地域福祉シンポジウム（地域福祉活動及びボランティア活動等の事例発表等）

■福祉関連パネルの展示

■社会福祉功績者表彰式の開催

■福祉標語、福祉ポスター表彰式の開催

■福祉の相談会

■赤い羽根共同募金啓発コーナー

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	7. 活動を支える活動	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑰ ワークキャンプ支援事業

【事業費】751千円

若い世代のボランティア等と中山間地域の住民との交流をとおして、地域活動の活性化、地域課題の解消に向けた取組みを推進します。自主的、自発的に活動に参加するボランティアが、地域の暮らしの課題に自らの力を提供する作業（ワーク）をとおして地域住民と交流することで、地域課題に対する認識や相互の理解を深めます。

【内 容】

- 地域課題に対するボランティア活動 年2回（草刈、泥上げ、除雪作業等）
- 中山間地域の魅力や課題を学ぶフィールドワークツアーの実施
- 地域住民とボランティアの交流促進

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑱ 福祉出前講座 【事業費】 46千円

地域住民・自治会・団体等を対象に見守り活動、ボランティア、介護、インスタントシニア体験、地域サロン等の専門職を講師として派遣することにより、社会福祉の啓発と本会事業に対する市民の理解を深めます。

【内 容】

- 福祉出前講座の講師派遣
※介護・ボランティア・インスタントシニア体験・小地域サロン講座・地域福祉権利擁護講座等
- 福祉出前講座メニューの企画・開発、パンフレット作成

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑲ 日常生活支えあい促進事業 【事業費】 2,731千円

少子・高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの多様化、中山間地域の過疎化などに伴い、地域に住む高齢者やしょうがい者、子育て世代など、日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方も増加しています。地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを支援するため、地域支援団体（生活支援ボランティア団体等）の設立及び活動支援を行います。

【内 容】

- 生活支援ボランティア団体等の設立及び活動支援
- 生活支援ボランティア団体情報交換会の開催
- 新規活動者養成講座の実施
- 地域活動支援車両の貸出

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながり支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

⑳ 地域除雪推進事業 【事業費】 116千円

自治会内での除雪活動を支援し、高齢者世帯やしょうがい者世帯等の生活道路の確保や安全確保につなげます。

【内 容】

- 自治会における除雪活動時の傷害保険・賠償保険の加入
- 除雪機の貸出

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	4. お互い様でつなぐ見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

⑳ 中山間地支援事業 【事業費】 820千円

人口減少や高齢化の影響が地域住民の生活や福祉活動の取組みに大きく現れる中山間地域で、住民相互のたすけあい、支えあい活動や住民の憩いのための居場所づくり、生きがいを持って日々の生活を送り健康で健やかな暮らしを応援するための支援活動を実施します。

【内容】

- 地域カフェ「ほっこり茶屋」の運営
- 生きがいづくり教室の開催
- 高齢者生きがい通所事業の運営

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	3. つながりをもめあう居場所づくり	③当事者同士の居場所づくりを推進します

㉑ ひきこもり者等支援事業 【事業費】 348千円

不登校やひきこもりがちな人が社会とのかかわりに踏み出せるきっかけづくりの場を提供します。そこを起点に他人と交流し、自立した社会生活へつながるよう支援します。

また、当事者同士の交流による支えあいづくりを推進するとともに、悩みを抱え地域で孤立しがちな家族に、互いに相談できる場所をつくることで、ともに支えあう関係づくりを支援します。

【内容】

- 居場所づくり（えんかふえの開催）
- 家族交流会の開催
- ひきこもり者支援団体の活動支援及び情報交換会の開催
- 市民向け研修会の開催
- ひきこもり者支援団体活動費助成

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながり支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

㉒ 福祉バス運営事業 【事業費】 7,488千円

福祉団体等の様々な活動（大会参加、研修事業、交流事業、ボランティア活動）の実施や参加を支援するため福祉バスを運行します。

【内容】

- 福祉バスの運行 ※バス事業者へ委託
- 福祉団体等の事業・活動の支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	①福祉活動団体の基盤を強化します

②④ 子ども食堂支援事業

【事業費】 223千円

子どもが健やかに安心して育つ地域を目指し、食事をテーマにした地域の居場所づくりに取り組む「子ども食堂」を支援することで、世代を超えたつながりづくりを支援します。

【内 容】

- 子ども食堂の新規立上げ、活動継続支援
- 子ども食堂情報交換会の開催
- 活動費の助成

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

②⑤ 生活支援コーディネーター設置

【事業費】 2,547千円

高齢者に必要な生活支援等サービスの提供体制を構築するため、地域住民をはじめ生活支援等サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な支援体制の充実及び強化、高齢者の社会参加などの支え合い活動の推進を図ることを目的に生活支援コーディネーターを設置します。

【内 容】

生活支援コーディネーターは、地域住民や地域内にある様々な専門機関、介護事業者、福祉団体等と連携し、地域に不足するサービスの創出、担い手の養成などの資源開発や関係者間の情報共有等を目的としたネットワークの構築、地域の支援ニーズの把握やサービス提供主体の活動のマッチングなどを主な役割として担います。

- 生活支援コーディネーターの設置

【市域】 2名 【地区（地区社協単位）】：各2名（※兼務有）

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

②⑥ 認知症サポーター養成等事業

【事業費】 1,336千円

高齢化の進展に伴う認知症患者の増加に対し、認知症サポーター等を養成し、その活動の支援に取り組むことで、認知症患者やその家族が安心して暮らせる地域への理解と支援の輪を広げます。

【内 容】

- 認知症キャラバンメイト活動の支援
- 認知症サポーター養成講座の開催

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

㉗ 地域共生社会推進事業**【事業費】1,000千円**

地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる仕組みづくりに取り組みます。

また、現状制度では適切なサービスを受けることが難しい困りごとを抱えた人たち等の相談を包括的に受け止める体制づくりに取り組みます。

【内 容】

- 地区における「暮らしの支えあい検討会」の開催支援
- 「地域共生社会」研修会の開催
- 行政・専門機関と連携した包括的な相談支援体制づくり
- 相談支援包括化推進員等の配置

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える活動	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

(2) ボランティア支援事業**① ボランティアセンター事業****【事業費】5,372千円**

幅広くボランティア活動に対する関心や理解を深め、市民の参加意欲を醸成する相談窓口を運営します。また、情報の発信、資料の提供、養成講座の開催、啓発を行い住民参加による地域福祉の推進を図ります。

ボランティアセンターの機能強化・体制整備を図るとともに、市民協働センターとの連携・協働体制を構築し、市民活動・ボランティア活動の更なる推進を図ります。

また、本会各センターにおいては、安心して活動できるよう、ボランティア活動保険の加入手続、ボランティア相談等の実施をとおして地域特色に応じたボランティア活動の充実を図り、一体的なボランティア活動の推進体制を整備します。

【内 容】

- ボランティア登録・ボランティア相談
- ボランティア活動団体等への支援
- ボランティアの育成（ボランティア講座の開催等）
- ボランティア活動の啓発（情報紙の発行・社会福祉大会の開催）
- 市民協働センターとの連携・協働体制の構築
- ボランティア連絡協議会事務局支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

② 災害ボランティアセンター体制整備事業**【事業費】370千円**

災害ボランティアセンターの充実を図り、万が一の災害時に円滑な災害ボランティアセンターの設置及び運営が実施できるよう職員が中心となり、住民と共に準備を進めます。また、住民への啓発活動に取り組むことで災害に対する関心を高め、災害への備えと災害に強いまちづくりを推進します。

【内 容】

- 災害ボランティアセンターの体制強化
- 災害ボランティアセンターの啓発
- 災害ボランティア研修会の開催
- 災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- 災害ボランティアセンター運営サポーターグループの育成

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. 日ごろのつながりで行く災害支援	②災害ボランティアセンター活動を拡充します

③ 福祉教育推進事業

【事業費】 521千円

市内の小中学校、高等学校、特別支援学校、住民、企業等を対象としてボランティア活動や日常の身近な福祉活動を推進し、福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し、たすけあいと思いやりの心の育成を図ります。

人権教育の一環として福祉教育を推進し、「自分のことも周りの人も大切に思う気持ち」「違いを認めあい共に生きる」を基本に社会参加及び連帯感を高め、豊かな人間性の育成を図ることや福祉の心を深めることを目的に実施します。

【内 容】

- 教育機関等におけるボランティア体験・福祉体験等の推進
- 福祉教育に関するプログラムの作成支援
- 福祉教育にかかるボランティア講師・職員等の派遣

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

(3) 生活相談支援事業

① 地域福祉権利擁護事業

【事業費】 555千円

判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的や精神にしようがいのある方等に対して、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管等を行うことで要援護者の生活課題の把握・改善につなげるとともに、不当な権利侵害を未然に防ぎ地域で安心して生活を送れるように支援します。

【内 容】

- 要援護者のしょうがいや疾患状況及び生活環境に応じた日常生活支援
- 福祉サービスの利用援助
- 日常金銭管理
- 書類等の預かり

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

② 成年後見事業（成年後見権利擁護センター） 【事業費】 1, 3 6 2 千円

成年後見権利擁護センターは、市成年後見制度利用促進基本計画の中核機関と位置付け、成年後見制度に関する住民や福祉事業者、成年後見人等からの相談に応じ必要な助言及び申立手続き支援等を行うことで、円滑かつ適切な成年後見制度の利用促進を図るとともに、広報、担い手の育成、後見人支援を行ってまいります。

また、本会が成年後見人等となり被後見人自らの意思決定を尊重し、成年後見人等として生活全般における支援を行なうことで被後見人の権利擁護と豊かな人生をサポートします。

【内 容】

■中核機関業務

- 成年後見制度や権利擁護全般に関する相談と成年後見制度の利用促進
- 申立支援（本人・親族等）及び市長申立の事務支援
- 成年後見制度の適切な普及を目的とした啓発活動、出前講座の開催、啓発資料の作成
- 成年後見サポーター養成講座、事例検討会の開催
- 成年後見受任者への支援（交流・情報交換会、研修会等の開催、相談支援）
- 受任調整会議開催に向けた検討
- 協議会、地域連携ネットワーク会議の開催

■法人後見業務

- 被後見人等に対する身上保護・財産管理
- 家庭裁判所の審判等に基づく代理（同意）行為

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

③ よろず相談事業 【事業費】 2, 0 9 2 千円

住民の日常生活上の様々な悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置します。多様化する相談に対して相談員の資質向上に努めるとともに、適切な情報提供や行政機関等との連携を図り、住民にとって信頼感と親しみある地域の相談窓口を提供します。

【内 容】

■よろず相談

- 開設日：長浜センター 月曜日～金曜日
湖北センター 毎月第4水曜日
木之本センター 毎月第4木曜日
- 相談員：行政相談員、人権擁護委員、民生委員・児童委員、有識者

■法律相談

- 開設日時：毎月第2・4木曜日 13:00～16:00
- 相談員：弁護士
- 開催場所：長浜センター

■相談員研修会の実施

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

④ 生活福祉資金貸付事業（受託事業） 【事業費】 1, 4 4 4 千円

低所得世帯、高齢者世帯、しょうがい者世帯等が抱える課題に対して世帯更生のための資金等の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送るための支援を行います。

【内 容】

■総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸付相談・事務

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑤ たすけあい資金貸付事業 【事業費】 2 2 0 千円

低所得者世帯などに対して一時的な困窮による生活の破綻を回避するために、生計維持に必要な資金を貸付けることで当該世帯の支援します。

【内 容】

■緊急的な生活費の貸付 一世帯40, 000円を上限

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑥ 緊急食料給付事業 【事業費】 1 5 8 千円

予測できない事由などにより、緊急かつ一時的に困窮となった世帯に対して食料品の給付及び調理器具等の貸与を実施し、生活の安定を支援します。

【内 容】

■食料品（米・缶詰・レトルト食品等）の提供

■調理器具（カセットコンロ等）の貸与

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑦ しょうがい相談支援事業所の運営 【事業費】 1, 1 4 7 千円

しょうがい福祉に関するさまざまな課題について、福祉の総合相談窓口として本人やご家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、サービス利用計画の作成等の支援を行います。

また、福祉サービスを利用または利用見込みのしょうがい児(者)に対して計画相談支援に基づくサービス等の利用計画の立案を実施することで、適切なしょうがいサービスを利用し安心して生活できるよう支援します。定期的にサービス利用状況のモニタリング及びアセスメントを行いサービス計画の適切な見直しを実施します。

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査業務を市から受託し、認定区分が適正に審査会で判定されるよう、身体や生活の状況、しょうがい福祉サービスの必要性、日中活動や社会活動状況等の調査を行います。

【内 容】

- しょうがい福祉サービス等の利用援助
- 生活支援に関するしょうがい福祉サービス計画の作成及び見直し
- サービス調整連絡会議の開催
- 情報収集及び情報提供
- 障害支援区分認定調査の受託

【設置場所】 木之本福祉ステーション「ふらっと」
長浜市地域福祉センター「ナノハナ」

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑧ 長浜米原しょうがい児者基幹相談支援調整センターの運営

【事業費】3,009千円

長浜市から委託を受け長浜市及び米原市における相談支援体制強化の中核的な役割を担うために、基幹相談調整センターを運営します。センターでは複雑化かつ多様化するニーズに対応するため、湖北福祉圏域の課題整理と分析を行い、しょうがい児者自らが選択した場所で、希望する生活を続けることができるようサービス等利用計画作成のための調整、しょうがい福祉専門職の人材育成、多職種連携ネットワークの構築に向けた取組みを進めます。

また、地域生活支援拠点等の整備を進め、しょうがい児者の生活を地域社会全体で支えるサービス体制を構築します。

【内 容】

- 地域生活支援拠点等の整備を見据えたしょうがい分野の課題抽出と新たなサービス資源創出の検討
- 人材育成に向けた研修会・事例検討会の実施
- サービス等利用計画の利用に向けた調整と進捗管理
- 湖北圏域の相談支援機関等のネットワーク化
- 長浜米原しょうがい者自立支援協議会の事務局運営

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

2. 在宅介護事業

(1) 居宅介護支援事業所 (ケアプランセンター)

【収入】101,201千円

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要支援・要介護認定を受けた人のケアプランを作成し、関係各所との連携強化を図りながら、要介護者の自立した在宅生活を支援します。

【実施サービス】

- ① 指定居宅介護支援事業 (介護保険事業)
- ② 介護予防支援事業 (市受託事業)

【事業拠点】

しゃきょうケアプランセンターぴいす (浅井福祉センター内)
しゃきょうケアプランセンターえいる (湖北福祉ステーション内)
しゃきょうケアプランセンターらいと (西浅井福祉ステーション内)

(2) 訪問介護事業所

【収入】210,749千円

介護保険法、障害者総合支援法など、さまざまな制度に基づくホームヘルプサービス等を行い、身体介護、生活援助等の支援を通じて、住み慣れた街で安心して暮らすことができるよう、住民の在宅生活を支援します。

【実施サービス】

- ① 指定訪問介護 (介護保険事業)
- ② 総合事業訪問介護 (介護予防日常生活支援総合事業)
- ③ 居宅介護 (障害者総合支援事業)
- ④ 重度訪問 (障害者総合支援事業)
- ⑤ 同行援護 (障害者総合支援事業)
- ⑥ しょうがい者等移動支援事業 (市受託事業)
- ⑦ 養育支援訪問事業 (市受託事業)
- ⑧ 自費サービス (介護保険外サービス)

【事業拠点】

しゃきょうヘルパーステーションりあん (長浜北部福祉ステーション内)
しゃきょうヘルパーステーションこくあ (浅井福祉センター内)
しゃきょうヘルパーステーションあとれ (特別養護老人ホーム伊香の里内)

(3) 通所介護事業所

【収入】641,681千円

生活機能の維持向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を通じ、利用者の心身等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

【実施サービス】

- ① 通所介護事業 (介護保険事業)
- ② 総合事業通所介護事業 (介護予防日常生活支援総合事業)
- ③ 共生型生活介護 (しょうがい福祉サービス事業) (※の事業所で実施)

【事業拠点】

リハビリデイサービス東部	(長浜東部福祉ステーション内)
神照リハビリデイサービス	(長浜北部福祉ステーション内)
リハビリデイサービス浅井	(浅井福祉ステーション内)
しゃきょうデイサービスはなれ いろは※	(びわ福祉ステーション内)
デイサービスいろはの湯※	(虎姫生きがいセンター内)
リハビリデイサービス湖北	(湖北福祉ステーション内)
しゃきょうデイサービス高月※	(高月福祉ステーション内)
リハビリデイサービス伊香の里アネックス	(木之本福祉ステーション内)
しゃきょうデイサービス伊香の里	(特別養護老人ホーム伊香の里内)
リハビリデイサービス西浅井	(西浅井福祉ステーション内)

(4) 活動支援型通所サービス事業所

【収入】 2, 398千円

生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

【実施サービス】

① 活動支援型通所サービス事業 (介護予防日常生活支援総合事業)

【事業拠点】 市内2カ所

しゃきょうミニデイ北部	(長浜北部福祉ステーション内)
しゃきょうミニデイ高月	(高月福祉ステーション内)

(5) 地域密着型介護事業所

【収入】 41, 709千円

家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた身近な事業所において、なじみの言葉や風習が漂うなかで、穏やかな生活が送れるよう地域や各種関係機関との連絡調整を図り、本人の思いに寄り添う日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

【実施サービス】

① 小規模多機能型居宅介護事業 (介護保険事業)

② 介護予防小規模多機能型居宅介護事業 (介護保険事業)

※通い、訪問、泊りを一体的に提供するサービス

【事業拠点】 市内1カ所

しゃきょう小規模多機能型居宅介護事業所ひなたぼっこ

(6) その他の取組み

【収入】 500千

円

① 転倒予防教室の開催 (市受託事業)

身近にある公民館や自治会館などを利用し、理学療法士等により概ね65歳以上の方を対象に転倒予防の筋力アップ体操やストレッチ、介護予防知識の普及を行います。さらに、教室終了後自主的に活動が継続できるように支援を行います。

② こほく健康づくり広場事業

市内の高齢者を対象に、健康増進、介護予防を目的に湖北福祉ステーションにおいて、筋力トレーニング機器による運動の場所を提供します。

③ 介護・介護予防出前講座

介護予防の推進、家庭介護者の負担軽減を図るため、各事業所の専門職員が、自治会、老人会、サロン等の地域へ出向き、介護、介護予防、認知症予防等の講座を行います。

3. 施設介護事業

令和2年度は、まさにコロナに始まりコロナに終わるといった一年となりました。この一年に蓄積した知識・経験を活かし、更なる情報収集により、感染予防に努めるとともにコロナ禍にあっても安定的に事業を進められるよう事業設計を図ります。

また、「第8期ゴールドプランながはま21」において、必要に応じ短期入所生活介護から介護老人福祉施設への床数転換が認められました。本施設は、多床室で利用者の経済的負担が少ない施設であることから、多数の入所希望に応えられていないのは現状です。短期入所の稼動状況を踏まえながら介護老人福祉施設の定員増を図ります。

これらの取組みに関しては、利用者の尊厳を守り、その方が望む生活を営むことができるように、適切で質の高い丁寧なサービスの提供を常に念頭におき、サービス向上に努めます。

【重点取組事項】

- ・ 感染症発生時における業務継続計画（BCP）を策定し、安定したサービス提供ができる体制づくりを進めます。
- ・ 各フロア間の利用者が接触する場面をなくすよう業務手順を見直すなど、感染対策を常に見直し業務を推進します。
- ・ 利用者の心身の健康保持のため、コロナ禍において継続的に実施できるよう施設内行事やレクレーション等の在り方を見直します。
- ・ 短期入所事業と介護老人福祉施設の定員を見直し、より多くの方に必要なサービスが提供できるように介護老人福祉施設の定員増を図ります。
- ・ 安全な介護また職員の負担軽減を図るため、リフト等の介護ロボットの活用を積極的に進めます。

（1）特別養護老人ホーム

【収入】296,093千円

要介護認定を受け、在宅での生活が困難な方に対して、施設に入所していただき、日常生活全般の介護を提供いたします。

また、在宅で介護を受けられている方に対して、短期間入所していただき、施設において日常生活全般の介護を提供いたします。

【実施サービス】

- ① 介護老人福祉施設（介護保険事業）
- ② 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（介護保険事業）

（2）ケアハウス伊香

【収入】25,078千円

自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安がある方で、家族等による援助を受けることが困難な方に入居していただき、日常生活上必要な便宜を提供します。

【実施サービス】

- ① 軽費老人ホーム事業 12部屋（1人部屋：9部屋 2人部屋：3部屋）

4. 福祉ステーション・地域福祉センターの指定管理

(1) 福祉ステーション指定管理

指定管理者として、各福祉ステーションのもつ様々な機能を充実させ、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めます。

【市内8施設】

- ・長浜東部福祉ステーション・長浜北部福祉ステーション・浅井福祉ステーション
- ・びわ福祉ステーション・湖北福祉ステーション・高月福祉ステーション
- ・木之本福祉ステーション・西浅井福祉ステーション

【実施サービス】

① 高齢者福祉センター事業 【事業費】 1, 991千円

- ・外出支援事業（東部・北部）

高齢者等の外出を支援するため福祉ステーション内において健康体操や各種の講演・レクリエーション等を実施し、こころやからだの病気・生活習慣病の予防・改善につなげます。

また、併せて交通手段にお困りの方の買物支援（センターから大型量販店等への送迎）をすることにより、外出の機会を増やし要援護者への生活支援につなげます。

- ・生きがいき講座の開催と仲間づくり支援（北部）

高齢者等の生きがいきを促進するため、各種趣味活動への導入講座を開催し、高齢者の活動的で豊かな余暇を応援します。また、高齢者等の仲間づくりを支援することで地域のつながりを深めます。

- ・子育て広場の開催と子育て相談・妊産婦相談（東部・北部）

地域の未就園児等を対象に、親子サークル活動を促進するため、子育て広場を開催し子どもの豊かな表現力を高めることと親子の愛情を深め育てます。保健師等による子育て相談の開催また、親世代同士のつながりづくりを支援することで、地域での孤立を防ぎます。

- ・福祉講演会の開催（東部・北部・木之本）

地域住民を対象に高齢者福祉等を題材とした講演会や福祉課題に対する研修会を実施し、地域福祉を推進します。

- ・いきいき講座（高月・木之本）

高齢者の健康増進と交流を図ることにより、活動的で明るく生きがいのある日常生活が送れるように支援します。

（高月）

- シルバートレーニング
- カラオケ教室
- フラワーアレンジメント
- 囲碁・将棋教室
- 男の料理教室
- ヨガ教室

（木之本）

- 男の料理教室

② 地域包括支援センター（北部・高月）

③ 活動支援型通所サービス事業（北部・高月）

④ その他介護事業

◎通所介護事業（東部・北部・浅井・びわ・湖北・高月・木之本・西浅井）

◎訪問介護事業（北部）

◎居宅介護支援事業（湖北・西浅井）

（２）地域福祉センター指定管理

長浜市地域福祉センター（さざなみタウンながはま文化福祉プラザ内）を指定管理者として受託し、本市における地域福祉推進の中核機関として更なる地域福祉の推進に努めます。

【内 容】

- 地域福祉活動の調整、啓発、推進及び支援
- 地域福祉活動の担い手育成及び相談支援
- 協働による地域福祉活動の推進
- 管理施設の貸出業務

IV 公益事業

(1) 地域包括支援センターの運営

【事業費】 26,767千円

高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし地域包括支援センターを運営しています。高齢化が進み、認知症や身寄りがいない一人暮らし高齢者、複雑な課題を抱える家庭が増加する中、住み慣れた地域で自立した日常生活が安心しておくれるよう専門職が相談対応に当たり、環境整備と地域ネットワーク及び各関係機関と連携しいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めます。

【内 容】

- 総合相談支援業務
- 虐待・権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- 認知症施策推進業務

【実施センター】

- 神照郷里地域包括支援センター (長浜北部福祉ステーション内)
- 浅井びわ虎姫地域包括支援センター (虎姫生きがいセンター内)
- 湖北高月地域包括支援センター (高月福祉ステーション内)

(2) 介護職員初任者研修の開催

【事業費】 503千円

介護職の人材不足が深刻化する中で、一人でも多くの方が地域福祉に関心をもち、介護に関する基礎知識を身につけて、意欲をもって介護の仕事に従事できる人材の育成を図るため、介護の基礎的な知識、技術の習得を図るため介護職員初任者研修を実施します。

(3) 外国人介護職員初任者養成研修の開催

【事業費】 2,177千円

県内で介護職に従事する意欲のある定住外国人を対象とした、介護職員初任者養成研修を滋賀県からの委託により実施します。開催にあたっては湖北地域介護サービス事業者協議会等関係機関と連携をとり、新たな人材確保に繋げていきます。

V 会務運営・その他

(1) 理事会の開催

(2) 評議員会の開催

(3) 監事会の開催

(4) 評議員選任・解任委員会の開催

(5) 長浜市共同募金委員会・日本赤十字社長浜市地区

長浜市共同募金委員会の事務局として、「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい募金」の募金活動に取り組みます。

また、日本赤十字社長浜市地区の事務局として、日本赤十字社の活動資金募集、災害における救援援助活動、赤十字奉仕団活動の支援等を実施します。

国内外の災害時において、共同募金会、日本赤十字社の義援金・救援金募集の受付窓口として被災地支援を行います。